

第 78 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 令和 2 年（2020 年） 2 月 12 日（水） 午後 2 時から 3 時 45 分まで

2 場 所 小田原市役所 4 階 第 3 委員会室

3 出 席 者

(1) 会 長 小室 充孝

(2) 委 員 加藤 敏夫、川口 博三、島貫 憲夫、相馬 茂、成本 喜代子
前田 江美

※欠 席 本田 耕一

(3) 事務局 石塚副課長、古澤主事

(4) 説明員 (経営管理課) 市川課長、武井副課長
(市税総務課) 下川副課長、杉崎係長、柿崎主事
(保険課) 鈴木係長、久永主事
(情報システム課) 倉本係長、秀永主事

4 資 料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開 会

(2) 議 事

(3) そ の 他

(4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

事務局

こちらの都合で申し訳ありませんが、諮問事項のイから始めていただき、次に諮問事項アの順番で審議をお願いします。

会 長

それでは、諮問事項イ「電子カルテのビッグデータを利用した診療及び病院管理業務改善の研究」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 経営管理課説明員が入室 武井副課長が資料に基づき説明 >

説明員

前回諮問させていただいた時に、内容が広すぎて皆さんの方で不安があったということで、もう少し内容を詰めた上で、改めて諮問させていただきました。内容については、資料3ページ以降の諮問事案書を含めて説明させていただきます。

今回「慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科との連携による研究目的のためのインターンシップの実施」ということで、慶応義塾大学院の学生が、インターンシップという形で研究を目的に来るということになっています。人材育成のために、小田原市立病院のデータ分析とその結果を、医療提供体制の改善に反映させてもらうことを目的としたものです。実際には、個人情報自体を直接渡すのではなく、提供する場合は匿名化後のデータを提供すること、実際に、電子カルテ等で情報確認の際に個人情報を見る可能性があるのですが、職員が同席して、閲覧してもらうこととなります。類型としては、電子カルテに記載されている年齢、病名、病歴、検査記録は、個人名とリンクしない形で、匿名化後に提供する場合があります。閲覧の可能性としては、氏名、年齢、性別、病名、病歴、検査記録、看護記録、診療録ということで、電子カルテに記録されているデータになります。

詳細は、資料4ページに、研究目的と研究の流れについて、記載されていますので、ご覧いただければと思います。基本的に、今回インターンシップとして、大学院生が来る研究科の方では、導入教育分析手法による専門教育ということで、これからの医療等の経営マネジメント能力がある人材を育成するための教育を行っています。その中で、実際に、病院でインターンシップを実施して、どういった経営をしていくかを学んでいきたいという意向がありました。小田原市立病院としては、そのデータを分析した内容をフィードバックしてもらうことによって、実際の経営に役立てていければと考えています。

研究の流れですが、毎年大体1から2人程度、希望する大学院生を受け入れます。そ

の計画書を事前に、小田原市立病院に提出していただきます。それから、研究テーマについて基本的には、市立病院と慶応義塾大学院の方に設置されている医療倫理委員会に諮問して、その承認を受けることにしています。そして市立病院では、医師をコーディネーターとして1人置くことになりまして、研究期間に派遣されている間は、その方が中心になって動くことになります。

研究テーマに係る情報として、必要な場合には、職員が基本的に同席して閲覧します。データについては、職員が抽出し匿名化した上で提供し、そのデータを基に分析して、研究論文を作成し、その最終的な結果をフィードバックしてもらいます。その際に、やはり個人情報等の取扱い等がありますので、資料6ページ以降にある、インターンシップの実施に関する協定書というものを結ぶ予定で考えています。これについては、基本原則や事業の内容を記載するとともに、機密保持ということで、基本的には、市立病院で知り得た情報を他に漏らしてはいけませんという規定があります。それに加えて、資料9ページにあるように、実際に、それぞれのプログラムを実施する学生を派遣する前に、覚書という形で改めて締結します。その際には、覚書の4にある誓約書の提出ということで、資料10ページにあるように、本院からも誓約書の提出を求めまして、より個人情報や機密情報が漏れないようより厳密な形をとります。

資料4ページの3個人情報の取扱いに戻りまして、基本的には研究において、電子カルテを閲覧した時に、どうしても個人情報を目で確認することになりますので、目的外提供と考えています。その個人情報の取扱いにあたっては、倫理委員会の承認を受けて、研究に対してオプトアウトとして、事前に拒否をできる手続を考えています。また、慶応義塾大学院とインターンシップ事業に係る協定書、それから個人が、こちらに研究に来る前には、覚書を締結するとともに、研究を行う学生から誓約書の提出を義務付けて、小田原市立病院で知り得た機密情報を他に提供することを禁止し、学位論文以外には使わないように、利用の限定等を明確にするという形で、個人情報の保護をなるべく図っていこうと考えているところです。簡単ではありますが、説明は以上です。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 資料4ページに記載されているオプトアウトについて質問させてください。

資料6ページの(5)に「必要な場合には、指導担当者の同席により電子カルテシステムを閲覧し」とあるのですが、オプトアウトで拒否した者のデータを削除や除くとい

う言葉は必要ないのでしょうか。オプトアウトで拒否した患者本人のデータは、タイミング的にどこでとることを考えていますか。

説明員 基本的には提供する前に、既に提供しない形を考えています。

委員 そうすると、指導担当者が同席して、電子カルテシステムを閲覧するところではもう抜けているということですか。

説明員 その時点で、その方の電子データは見せないように考えています。例えば、脳出血の患者さんのデータを見たいと学生が言った時に、その人が、もしオプトアウトしていれば、それはお見せできませんという形になると思います。

委員 渡す時に、オプトアウトされた方のデータを担当者が見て、マッチングして抜くという作業が必要なのですね。

説明員 電子カルテ上は抜くというよりは、もうデータとしては入っているの、その画面は出さないという話になります。提供する際もその方が出てきた場合には、そこを除いた形で集計し匿名化して提供します。

会長 細かい事務として、私のはやめてくださいと言ってきた人がいると、電子的に入力するのですか。

説明員 それはできないので、その名簿を控えておいて、電子カルテの閲覧の時は同席するので、検索してその人の病名がヒットして、その人の名前が出てきたら、それは閲覧させない形になります。

会長 目で見て確認するわけですか。手元にある拒否した人のリストを見て、その中にいるかどうかを確認して、この人は駄目だとはじくということですか。

説明員 それか、その方の ID がわかるので、ID で検索して抽出後に削除します。名前と生年月日さえ一致すれば、各個人に ID が付与されまして、提供前であれば抽出したデータを

加工してお渡しすることはできません。

会 長 2、3人ならよいですが、大量だと大丈夫ですかね。

説明員 一つ一つというよりは、IDで突合ができるので、この番号は駄目だと判断するのは、名前を目で追うよりは、容易なのかなと思っています。

実績で言うと、これまでも人に対する医学的研究の場合は、必ずオプトアウトをやっているのですが、ほとんど出てきたことはないです。

委 員 自動的に抜くのかなと思っていたのです。

会 長 作業中に、提供してはいけない人だというコーションが出てくれば、目でいちいち名簿を見るのではなく、絶対大丈夫だとなるのですが、オプトアウトの対象じゃないか見るとのことなのですよ。IDを打ち込んで、突合と仰ったけど、それを見せるかどうかの判断は、目で行う気がするのですが、違うということによろしいですか。

説明員 機械上アラートを出すことはできます。

会 長 それなら大丈夫な気がします。

委 員 そのオプトアウトする該当者には、抜き方を説明されるのですよね。こういう形で拒否された場合は、システム上データを見せない工夫をすることはお伝えしますよね。

説明員 オプトアウトのやり方は、基本的に、個人的に説明するのではなく、ホームページ上と院内に掲示して行います。事前に同意がとれない場合に、処理するやり方なので、拒否する場合は、申し出てくださいという形になって、申し出てきたらそういうご説明をさせていただきます。

委 員 申し出てきた方に対しては、こういうシステムで、データは取り除かれることが事前に示されていれば良いです。そこは徹底された方が良いと思います。

説明員 はい、わかりました。

委員 資料3ページにある個人の類型が、(1)と(2)で分けられており、(1)匿名化後の提供は、年齢、病名、病歴、検査記録で、(2)閲覧の可能性は、氏名、年齢、性別、病名、病歴、検査記録、看護記録、診療録となっています。氏名だけを除けば、匿名化ではないでしょうか。氏名を除いて、年齢、性別、病名、病歴、検査記録、看護記録、診療録は提供してはいけないのでしょうか。

事務局 こちらの書き方は、まず匿名化後の提供というのが、小田原市の職員が匿名化して、記載してある4つの情報を提供するという形です。仮に、その匿名化後の情報のもっと詳しいことを見たいということがあれば、閲覧するので、(2)になると思います。電子カルテの氏名や年齢、性別を見る可能性があるということで、(2)の閲覧の可能性という形になります。

委員 氏名は、当然個人情報ですが、閲覧の可能性に書かれている氏名以外は、匿名化されているのではないかと思います。

説明員 2点ほどありまして、1つは電子カルテ自体が、見た時に氏名が全部画面に貼り付いているので、そこを隠すということができません。2つ目としては、提供する内容として、今回の研究自体が医療経営のマネジメントなので、実際個人の看護記録や診療録、病気の治療内容自体に、わざわざ提供する必要性をそんなに感じていないところです。それについては、匿名化して情報を提供するというのは、あまり詳細なところは出さない方が良くかなと思っています。

委員 それでしたら、閲覧の可能性は削除された方がよいと思います。最初から匿名化した資料を提供して、閲覧は拒否するとか、それではまずいですか。

説明員 そうですね。実際その研究において、その内容に応じて閲覧の必要がある可能性はゼロではないです。

会長 最初の匿名化後の提供というのは、ある程度大量のデータをその研究生の方にお渡し

するイメージですか。

説明員 はい、そのイメージです。

会 長 そのうえで、研究目的に従って、ピンポイントで、この人の詳しいデータを見たいという時に、個別に一つ一つの電子カルテを見せてくださいという要望が来た時に、閲覧をさせますという流れで良いですか。

説明員 そうです。

会 長 だから、最初に提供する時にはできるだけ少ないデータで、関係ないものは渡さないようにするというご趣旨ですよ。

説明員 はい。

委 員 (1) の匿名化後データを見ていた学生が、(2) の閲覧の可能性があるデータにはどのようなキーで辿り着くのですか。匿名だからどのカルテかわかりませんよね。どうやって探すのですか。

説明員 職員は、データを紐づけられるものを持っていて、対応表みたいなもので辿り着けます。

会 長 職員が持っているデータベースと、相手に提供するデータベースは、全く同じものではなくて、匿名化してあるが、キーになるものがついている情報を職員は持っており、提供されたデータの何番目に出ている人を見たいと言われたら、わかるようになっているのですよね。

説明員 例えば、1 番から 100 番まで番号を振った内の 1 番は誰のものかを、職員はわかる形になっています。提供したものと全く同じものを持っているのではなく、より詳細なものを把握して対応する流れになります。

委員 もともと、こちらの大学と市立病院が連携するという話はあったのですか。

説明員 こちらの大学院に、市立病院の経営のために、個別に学びに行っているドクターがおりまして、その方から、経営上プラスになるから学生を受け入れたらどうかという提案がありました。

委員 経営のマネジメントのために、患者個人の病歴を見るということがよくわからないのですが、それは経営をする上でお金がかかるので、例えば、この診療のやり方だとあまり効率が良くないとか、そういうことを見るのですか。

説明員 例えば、脳出血で運ばれた患者の検査時間が、どれ位かかっているのかというのは、検査オーダーを出す記録が、電子カルテ上に載っています。その時間帯を追っていくと、動線が悪いのではないかとか、もっと緊急の人には、こういう所を縮めれば、より早い時間帯でできるのではないかと、ここを短くすれば、より医療資源を投入する時間ができるのではないかと、そういう研究をして、それをフィードバックしてもらい、病院としても検査体制を見直す等に寄与できるのではないかと思います。

委員 資料4ページの2（5）に「研究テーマに係る情報として、必要な場合には、職員の同席による電子カルテの閲覧又は指定されたデータを職員が抽出し」とあるので、この職員の方の力量にかかっているのではないかと思います。そういうデータ等に、精通している専門の方が行うのですか。

説明員 基本的には、経営管理課の職員で対応しようと思っています。あとは、大学に行っていた整形外科のドクターと協議しながら進めていきます。

委員 細かくて恐縮ですが、資料にある協定書と覚書の甲と乙が反対かと思っています。

説明員 すみません。修正します。

会長 他によろしいでしょうか。

委員 これは、慶応義塾大学の研究生を通して、医学の向上に役立つというメリットと、本人が出してほしくない個人情報を、必ず管理できるという確信があってやるということの良いのですよね。

説明員 はい。これから医療経営自体のマネジメントをしていくには、やはり、データ分析は必須になってきています。国も、ビッグデータの利用ということで、個人情報保護法を改正して、匿名化された情報が使える形でどんどん進めてきていますが、地方には、まだ浸透していません。今後、こうした情報を使うことによって、不足している医療資源を有効活用していくことがこれから求められていくと思います。

委員 わかりました。

会長 イメージとして、最初にこういう研究をやりたいというのが来て、承認を取って、データをくださいと言ってきますよね。その時に、匿名化後の提供をしますが、ある程度リクエストに応じたものではなくて、資料に書かれている4つの項目があるものを、オプトアウトを除いて、ドカンと出して提供するということですか。

説明員 はい。

会長 それは、磁気データとして、エクセル等で渡すのですか。

説明員 分析ソフトのようなものがあるらしく、そこにかけることによって、時間等を出せるらしいです。

会長 仮に、オプトアウトで拒否の申し出があった時には、その一度出してしまったものを、次の時から行かないようにするのですか。

説明員 はい、そうです。

会長 前回の諮問時の記憶だと、経営分析という意味では、病名によって診療報酬の治療内容もセットになって、パッケージになって点数化されている。どんな検査を行い、治療

を施したとしても、その病名でやったら、これだけしかお金が貰えないという仕組みになっていますと。だから、そこが効率的にできているか、特にそういう所に興味がありそうなので、そういう所を通じて経営分析もしていくと。医学の向上というよりも、病院経営の効率化を分析してもらえば、病院にとっても良いことだとお聞きしました。それを踏まえて、最初の匿名化後の提供で、検査記録という項目がありますが、それだけで大丈夫なのですか。最初に渡すデータは、もっと多そうな気がしているのですが。検査記録というものは、かなり幅広くて、ここに必要なデータが入っているのなら良いのですが。診療報酬の点数やコードの番号等も含めて、細かいデータを提供する気がするので、この諮問で良いのか確認したいです。

説明員 個人情報絡むものとしては、先程会長が仰ったように、検査記録の中で、幅広く読めるのではないかと考えています。

会長 ここにある程度、色々な細かい記録が電子データとして入っているのですか。

説明員 はい。

会長 わかりました。

委員 実際に個人のデータを閲覧する時の手続きは、どのように行うのでしょうか。

説明員 このデータが見たいという話があった時に、経営管理課の職員が検索をして、必要な部分だけお見せするという形で考えています。

委員 画面を見てもらうわけですか。

説明員 はい。

委員 画面を見てもらうにあたって、何か手続きはないのでしょうか。

説明員 基本的には計画書と誓約書を出してもらいます。

委員 見せるかどうかの判断は、経営管理課の職員が、全て行うのでしょうか。それとも、コーディネーターといった方もどういったものを見せるのか認識して行われるのですか。

説明員 コーディネーターの指示に基づいて、調整をして、経営管理課の職員が、操作的なものを行うというイメージです。コーディネーターは、診療等があるので、ずっと学生に付くことは、現実的に難しいので、そこは経営管理課で行います。

委員 学生が何を閲覧したかという記録は、何か残るのでしょうか。

説明員 インターン生が、いつ、何を閲覧したかという記録は残すつもりです。

委員 インターン生以外から提供してほしいと言われた時にも出す可能性はありますか。

説明員 誓約書を出してきた人だけです。

委員 研究テーマを倫理委員会にかけて、確認をとった上で、それを承認するという流れですか。

説明員 はい。

委員 そうしてくれれば、そう間違いはないのではと思います。インターン生の受け入れとしては、どれ位の期間をみていますか。例えば、1年か2年で区切るのか。場合によっては、ずっと研究生が入り続けるということもあり得るでしょうし、その辺は、どう考えていますか。

説明員 コーディネーターも異動等で変わるおそれがあるので、基本的には、1年で更新していきます。

会長 資料を読むと、3年ごとに協定を更新するとありますが、学生は1年ごとに論文を書

くので、同じ学生が出入りするの、1年間で、その次は、次の承認をもらった人が来るというイメージですかね。基本的には1人ですか。

説明員 1人か2人です。

会長 どういう処方をしたというのは、検査記録に入っているのですか。

説明員 はい。

委員 医療の向上のためという目的があるなら、名前さえ出さなければ、もっと細かいところまで出した方が良くないですか。

会長 おそらく、期待している研究目的が、経営の効率化に軸足を置いているので、医療が適正かどうかとは、違う所に焦点が当たっているのだと思います。

説明員 実際に、学生の中で医師の免許を持っている方は、全員ではなく、医師免許の無い方もいます。この病名に対して、この薬の投与は、おかしいという分析は、基本的には、できません。それは逆に、医師自体が普段から、自分の課で研究し、病院の倫理委員会にかけて、学会等で発表しています。

事務局 あくまで、この審議会の手続きだけの話をしますと、匿名化後の提供は、4項目だけに限定されます。諮問にかけているのは、この4項目だけなので、承認されれば、それ以外は提供できないという形になります。そして、閲覧の可能性は、見るだけの可能性があるので、診療録等が書いてありますが、それらは、提供できないということになっています。もし仮に、匿名化して新たに診療録のこの部分を提供してほしいということでしたら、再度、こちらの場に諮問してくださいという手続きになります。

会長 提供する項目は先方のリクエストなのですか。

説明員 コーディネーターと相談して内容を決めました。

会 長 診療録等を2次的に追加で提供することはないのですか。

説明員 診療録と看護記録は、元々出すつもりはありません。
申し訳ありませんが、提供する項目に性別を加えられますか。性別特有の病気もあるので加えたいです。

事務局 もし委員の皆様の中で、この諮問事案書に性別を加えても良いという了承を貰えれば、条件として、個人の類型にある、匿名化後の提供に性別を加えることをお諮り願えればと思います。

委 員 このデータが、どう使われるかわからないので、学生が、これからどんな分析をするのかの方向が示されれば、どんな風に情報が使われるのか想像できるのですが。

会 長 おそらくそれは研究テーマによって違うので、広くしておく必要があるでしょう。必要なければ出さないで済む話ですよ。

説明員 はい、そのとおりです。

事務局 この諮問にあたって、テーマ別で、必要とする情報が色々あるので、枠を決めて説明しないと駄目だということで、一般的な4情報を諮ってもらうようにしました。テーマによっては必要ない情報もあるかもしれません。
事務局から改めてお願いしたいのですが、資料3ページの個人の類型（1）匿名化後の提供につきまして、年齢、病名、病歴、検査記録の4項目に、性別を加えていただきたいと思います。

会 長 性別を加えてよろしいですか。

各委員 （了承）

会 長 質疑はよろしいですか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 それでは審議に入ります。
諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

委 員 資料4ページの2(5)で、「指定されたデータを職員が抽出し、匿名化後に提供する」とありますが、ここが一番の、情報が出るか出ないかの瀬戸際で、経営課の職員にかかっているのが心配です。

会 長 おそらくですが、このデータが見たいと来た時に、学生に、端末は操作させないで、職員が見せるのを抽出と言っているのだと思います。その時に、学生を一応見張って、余計なデータを持って行かないように意を配りますという趣旨だと読めます。

委 員 もちろん、経営体制を良くするために、とても良いことだと思うのですが、この審議会として審議すると、ここが一番の瀬戸際という感じがして、具体的なことが書いてなくて良いのかと思いました。例えば、今の担当が変わられて、次の担当になった時に、その辺が曖昧でなんとなく出てしまったという感じになるのかと。

会 長 出てしまったというのは、学生が端末を見てしまったということですか。

委 員 見てしまったとか、やって良いよという感じになるのかと思いました。自分がもし病気になって、これは出して欲しくないと思った時が心配です。

会 長 出して欲しくないというのは、学生に見せたくないということですか。

委 員 見せたくないとか、世間に知られたくないということです。この担当が変わったら、出るようになってしまうかとも思いました。

会 長 出して欲しくない人はまず、やめてくださいと言えるようになっていきます。学生が、研究のために、一瞬でも見ることをやめてくださいというのであれば、オプトアウトしてくださいという話ですね。

委 員 今回のオプトアウトの件で、資料4ページにあるのは、この審議会用の資料ですよ。資料6ページにある協定書の第3条(5)に、オプトアウトのデータを除きとか、オプトアウトを考慮し、とかがあれば、この審議会としては安心かなと思いました。

会 長 なるほど。最初の抽出データにしても、オプトアウトのことは書いてないといけませんね。

委 員 そうです。我々に示す資料だけではなくて、協定書に盛り込んだ方が良いでしょう。

会 長 それはそうかもしれませんがね。

事務局 今のご意見は、答申の中で、審議会からの指摘ということもできますし、会議録としても残してありますので、こういう意見が出たので、対応をお願いしますというような形にもできます。

会 長 他はどうですか。

委 員 閲覧してもらった時の手続きが弱いかなという印象を受けました。

会 長 閲覧者の記録を残すと言っていましたよね。

委 員 当事者間で了解が取れて、閲覧してという流れなので、そこがもう少し、しっかりした方が良いでしょうかなと感じます。

会 長 先程のご説明だと、閲覧したいと言ってきた時に、学生に、いちいち書かせるのではなくて、経営管理課が、見せた記録を残しておくというお話でしたね。ハードルを上げ

るために、見たい学生は、紙に書いて申請を出して、しかるべき決裁権者が了承して、その上で1人張り付いて見せるくらいにした方が安心ですかね。

委員 はい。

会長 他はよろしいですか。

基本的にはよろしいのですよね。その上で、これを条件に、承認するというものにするか、審議会の意見として、こういうことについて配慮してくださいというコメントをつけるかという意味で言うと、どうですかね。先程話に出た、オプトアウトの手続きがあったものについては、くれぐれも提供や閲覧がないようにするのを、協定書でも明記してくださいと。それから、学生の閲覧時の手続きについては、書面できちんと申し込みをさせて、承認の手続きをとって、その上で、職員が、横について見せるような形です。操作は、職員がするので、その人にかかっているところがありますが、こういうものは、全部ログが残りますよね。一時的に、研究目的で閲覧するというところで、どこまで機動性を削がせるかという話ですね。

事務局 打合せの中では、最初にオーダーを受けて、匿名の情報を出して、それに基づいて、何か細かい情報を裏付けとして見たいという話だったので、そのテーマについて、1回や2回確認するだけではないかと聞いております。

会長 そこで、学生が興味本位で余計な所を見ないために、端末の操作は、必ず職員がやるとかでブレーキがかかれば良いと思います。

事務局 端末の操作は必ず職員が行い、学生にはやらせませんと聞いております。

会長 その職員が、変なことをして余計なものを見てしまうという危険は、もうどうしようもない話ですよ。

事務局 それは、職員にも義務があるので、信用してもらえないですね。

会長 何をやったか、何を見せたかという所はきちんと記録として残してほしいですね。

委 員 個人情報としては、会長が仰ったとおりで良いと思います。ただ、この場で言うべきことかわかりませんが、検査記録等は病院の評価情報となるので、それを出して良いのかを、市としてどこかで議論された方が良いと思います。

事務局 そういう意味で言いますと、まず小田原市と慶応義塾大学の倫理委員会で、研究テーマについて諮り、市に不利になるようなテーマなら認められないとしています。

会 長 ここで分析した結果については、対外的には出しませんとすれば、安心ですよ。学生が、論文発表するということは公になることだから、そうすると、小田原市立病院の実態が、世の中に知られるという話で、それをご懸念されているのですよね。

委 員 そうです。多くの大学病院では、まず出さない情報なので、その辺の議論は、されたのかと思いました。今回、小田原市立病院を建て直そうとしていて、その新しい病院の経営のための分析情報にするのだということであれば、まだ良いと前回申し上げたつもりです。これは、この個人情報保護の審議会で言って良いものかどうかかわかりませんが、あえて言わせていただきました。

会 長 私も心配ですので、そういうことをご懸念されている委員がいたということ伝えて、本当にそれで良いのか確認しておいてください。あとは行政当局のご判断にお任せします。

事務局 ご意見として伝えておきます。

会 長 質疑はもうよろしいでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 まとめに入りますと、答申には、付帯意見を付けるということですね。まず一つは、オプトアウトで拒否した人についての情報が、絶対に出ないように、協定書にオプトアウトした人を除く、あるいはオプトアウトについて書いておいて、それについては、絶

対に出さないように、必ず注意するという文を入れてほしいということ。もう一つは、個別の閲覧の手続きについて、事後的に検証ができるように、学生から申請書をもらい内部の承認手続きをとることを書面で明確化した上で、担当の職員が、端末操作をすることを徹底してもらいたいということですね。これらの付帯意見を付けることで、諮問事項イ「電子カルテのビッグデータを利用した診療及び病院管理業務改善の研究」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 それでは、次に、諮問事項ア「滞納整理管理システムに関するリモートメンテナンス作業」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<市税総務課、保険課、情報システム課説明員入室 下川副課長が資料に基づき説明>

説明員 本市の滞納整理管理システムにつきましては、市税及び国民健康保険料の滞納整理業務を行うため、住所、氏名等の個人情報のほか、該当する方の課税や滞納状況、財産調査、差押えの状況等、滞納処分に係る情報を取扱っております。契約に関しては、NTT ファイナンス株式会社と、システムの賃貸借契約を締結しており、この中において、システムの開発社である株式会社シンクに保守を任せています。

現在の状況としては、滞納整理管理システムにメンテナンスが必要となった場合、福岡県にある株式会社シンクのエンジニアが、小田原市役所に来庁して作業を行っております。このため、エンジニアが来庁するまでの間は、システムエラーが続いてしまい、サービスの継続性が、絶たれてしまうことから、システムの早期復旧をはかり、サービスの継続性を確保するために、滞納整理管理システムのメンテナンス作業を、株式会社シンクのデータセンターにて遠隔地操作を行い、不具合への対応を速めようとするもので

す。

資料2 ページのオンライン結合関係図をご覧ください。こちらは、小田原市庁舎と保守業社である株式会社シンクとの回線状況の概略を示しているものです。この図で、リモートメンテナンス作業を説明させていただきます。システムにメンテナンスが必要となった場合、保守業者である株式会社シンクは、自らのデータセンターから、一般的なインターネット回線とは隔離された独自のネットワークである VPN 回線を通じまして、グループ会社である株式会社両備システムズのデータセンターを経由して、行政機関ネットワーク LGWAN より、小田原市の滞納整理管理システムに接続して、保守を行おうとするものです。使用する回線は、一般的なインターネット回線とは隔離された秘匿性の高いネットワークと、行政機関専用のネットワークであるため、不正アクセス等に対する安全性は、確保されているものと考えています。そして、保守業者のデータセンターの安全策として、サーバ室では、不正アクセス等の防止のため、監視カメラの設置や生体認証による入室管理等が行われているところです。また、その他の必要な措置として、メンテナンス作業用の端末では、ログを管理すること、また記録媒体が、接続できないように制限することを行うものです。一方、市役所本庁舎においては、専用装置を設置して、作業後は停止させる、コンセントを抜くことで、リモートメンテナンス以外には接続できないようにしたいと考えています。このリモートメンテナンスは、システムに不具合があった場合に限り行うものでありますから、小田原市個人情報保護条例第10条第2項のオンライン結合に該当するものではないということですが、小田原市個人情報保護運営審議会規則第2条のその他の重要事項に該当することから、本審議会に意見を求めようとするものです。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 資料1 ページにある「本庁舎に設置する専用装置」というものは、次ページのオンライン結合関係図の中ではどこの位置付けになりますか。

事務局 イメージ的には LGWAN 回線の矢印の先ですね。それが接続先になりますので、そこに設置するというイメージです。

委 員 この庁舎の中のどこかにあると考えて良いのですよね。それと LGWAN が繋がり、必要

な時には、この装置とその管理システムが結び付けられて、保守メンテを行うということですね。

説明員 はい。

委員 先程の説明の中で、システムエラーがあった場合とありましたが、過去に、どのようなシステムエラーがあったのでしょうか。

説明員 今年度は5回程度ありました。具体的な内容としては、入金管理ができなくなったことやシステムの取込不良などです。

委員 その時には、どんな保守をされたのですか。

説明員 不具合が出た場合には、シンクの保守を呼んでやってもらいます。システム全体にエラーが出るわけではなく、個人単位でエラーが出てしまいます。復旧に一週間程度かかってしまうので、エラーが出た部分については、業務が滞ってしまうことになります。

委員 お聞きしたかったのは、いわゆるシステムのおおよその部分なのか、或いはアプリケーションのバグみたいなものだったのかということです。それで、この専用装置でどんな風な概念で、バックアップをされるのかということを知りたいのです。ここに、専用装置を入れるということは、たぶんバグが発生した時に、現行の管理システムを壊さないように、いったん専用装置の方にまず入れるのか。それとも新しいシステムをこの回線を使って LGWAN と IP-VPN 回線を使って、新しい専用の装置に入れて置き換えるのか、人が来ないということはそういうことになりますよね。この専用装置で、どんなメンテナンスを考えているのですか。

説明員 専用装置といっても、バックアップをとるためではないです。具体的なイメージを申し上げるならば、保守業者のパソコンを使って、小田原市のシステムをそのまま見られるようになります。そのための回線を今回整備させていただいて、専用装置というのは、回線を繋ぐためだけにあるものなので、バックアップは全然とらない、パソコンを見ながら操作してもらおう環境だと思っていただければ分かり易いと思います。

委 員 直接シンクからこの回線を使って、本体のシステムに入れるということなのですね。

説明員 はい。

委 員 それは、小田原市の情報を吸い上げることはできるのですか。

説明員 技術的には、小田原市の滞納整理管理システムに関してだけは、吸い上げようとすれば可能です。その対応として、ログを残したり、データを取られないように、USB を繋げさせないという制限をして、使える時だけ繋げて良いという風にしておきます。

委 員 そういう契約になっているのですか。

説明員 このオンライン結合に限らず、そもそも契約の中で知り得た情報は使ってはいけないことは明確に書いてあります。

会 長 急に動かなくなってしまうエラーについて、想像できるのは、バージョンアップ等を契機に不具合が出たのか、それとも突発的に変なタイミングで急におかしくなるみたいな感じなのですか。

説明員 バージョンアップして全体的にというよりも、調査している時に、個別にイレギュラーで出てきた案件について、保守を頼んで直してもらっています。

委 員 では、かなりのスピードでやってもらいたいということなのですよ。

説明員 そうです。個々にエラーが出てくるので、全体に支障が出るわけではありませんが、できる限り早くやっていただいた方が、相手もいることなので好ましいです。

委 員 そのエラーは、当初の処理仕様に書かれていなかった特異なデータが発生して、プログラムが対応できずに止まってしまったということですか。

説明員 そうですね。

委 員 そうすると、その情報の分析がきちんとされていなかったということになりますか。

会 長 職員が変な操作をしたから、おかしくなったわけではないのですよね、

説明員 それではないです。

委 員 特異なデータが発生して、プログラムがその想定をしていなかったのならば、事前の仕様書は大丈夫だったのでしょうか。

説明員 事前のプログラムの仕様書にないイレギュラーなエラーは、システム上起こり得ます。

会 長 おそらく使っているシステムは、小田原市のオリジナルではなくて、色々な自治体で使っているものなのですよ。そして、他でも同じようなことが、おそらく起こっており、今までは、福岡から来てもらっていましたが、大きな流れとして、こうすればスピーディに解決できるとなった。多くの自治体も、そういう風に遠隔操作で、機動的に対応できるようにしてもらっているのですか。

説明員 シンクの方は、リモートで操作できる流れですが、大前提として増えているのは、クラウド化して、データを向こうに預け、そこで我々が見るというものです。今回は、サーバを小田原市の庁舎内に持っているのですが、それをリモートするためには、秘匿性の高い回線を繋いで LGWAN を使う形で対応することができます。

会 長 この審議会にも、クラウド化の諮問がよく来ますが、あえてそうしない理由は何かあるのですか。

説明員 元々シンクとの契約が、5年ごとに更新しているのですが、それが2年前なので、今回クラウド化するとまた契約する形になってしまいます。

会 長 次のタイミングの時はクラウド化の諮問になりますか。

説明員 それができるかどうかは、また別の話になります。

会 長 予算との関係とか色々あるのでしょうか。
他にいかがですか。

委 員 タイトルに滞納整理管理システムと書いてありますが、小田原市の場合、このシステムだけがおかしくなるのですか。

説明員 こういったシステムは、他課でも戸籍や生活保護等で色々扱っていると思いますが、イレギュラーなエラーはどこにでもあると思います。

会 長 クラウド化ができていないパッケージソフトを使っている所管課が、色々あるでしょうが、リアルタイムで、不具合を解消してもらいたい時には、今回のように遠隔操作でやっている課やそう検討している課はありますか。

説明員 他にもやっている課は現在ないです。

会 長 ほとんどがクラウド化に進んでいますか。

説明員 クラウド化もそこまで多くは無いですね、まだそこまでは辿り着いていないです。

会 長 他はスピーディを我慢すればなんとかなる業務だからですか。

説明員 あとは、業者の所在地ですね。東京や神奈川に事務所があれば、直接来るのにそれほど時間はかかりません。

会 長 これはもう今年度予算はとってあるのですか。

説明員 今回のものについては、小田原市の費用負担はなしと先方から話がありました。

シンクからすると、人を派遣する費用の方が安いのか、回線費用の方が安いのかを天秤にかけた結果だと思えます。

会 長 他にいかがでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では審議に入ります。
諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項ア「滞納整理管理システムに関するリモートメンテナンス作業」について、承認・不承認の採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 では、(3) その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の

皆様に郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長

それでは、これで第78回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第 78 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料

・諮問事案書ほか